

法学部教員 研究テーマ集

わかさ あいに
若狭 愛子
法学部 准教授
修士（法学）
行政法

主要な研究業績

□裁量免責(discretionary function exception)についての一考察--アメリカ連邦不法行為請求権法(Federal Tort Claims Act)の判例より(単著) 関西大学法学論集 / 関西大学法学会 編 51(6) 2002. 2 p. 1098~1158

□アメリカ諸州における政府免責についての一考察--フロリダ州の判例より(単著) 産大法学 / 京都産業大学法学会 編 40(2) (通号 137) 2006. 11 p. 313~286

□アメリカ諸州における政府免責についての一考察--ミシシッピ州の判例より(単著) 産大法学 / 京都産業大学法学会 編 41(4) (通号 142) 2008. 3 p. 878~852

最近の研究業績

□判例解説「行政文書公開請求に関する損害賠償請求事件：豊能郡環境施設組合 [大阪地裁平成28. 2. 5判決]」判例地方自治430号 2018. 3 p. 12-14

□判例批評「政務調査費制度下での補助金による会派運営費交付の可否[最高裁第三小法廷平成28. 6. 28判決]」判例時報(判例評論(第704号)) 2017. 10. 1 p. 153-158

□判例解説「危険物除去命令取消等請求事件 [東京地裁平成27. 1. 16判決]」判例地方自治 417号2017. 3 p. 79-82

□研究テーマ

国家賠償法(特に、裁量による免責の判断基準)

□研究の取組み

行政活動における裁量行為が、国家賠償の場面において裁量行為であるという理由で免責されることがあるため、裁量免責の日米比較を通じて、その判断基準を考察する。とくにアメリカでは連邦と州とで取り組みが一元化されているわけではなく、諸州においても大きく3つに分類できるなど、裁量免責に対する取り組みに差異がみられる。研究は各州の判例を分析することで進めるが、近年は、私的な事情で州の研究が停滞しているため、今後、少しずつ前進させたい。

また研究内容の一部は、主に演習と行政救済法の講義において、国内の法制度一辺倒になりがちな受講生に、他国の法事情として同様の判例（薬害や公害問題など）の類似点や相違点を紹介し、外国法比較の意義などへの関心を育てる材料としている。